

令和7年度入学準備金及び令和8年度奨学金 ひたちなか市奨学生所得基準

◎表1 所得基準額表 総所得(必要経費、特別控除等控除後)が下記所得基準額以下であること。

世帯人員(※)	所得基準額	
	大学(短大含む) 専門、高専4~5学年	備考
1人	139万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに12万円を、世帯人数7人の所得基準額に加算する。 ※世帯人員とは、出願者を扶養する者及びこの者に扶養されている者(出願者を含む)に限ります。
2人	198万円	
3人	212万円	
4人	229万円	
5人	239万円	
6人	250万円	
7人	262万円	

◎表2 給与所得の算定表

俸給・給料・賃金・事業主報酬・役員報酬・歳費・賞与及び専従者給与(専従者控除分も含む。)並びにこれらの性質を有する給与(年金「恩給・老齢年金等を含む。」)の収入金額(源泉徴収票等にいう支払金額)を基にして、次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

区分	計算式
収入金額が400万円までのもの	収入金額×0.8 - 214万円=所得金額
収入金額が400万円を超え781万円までのもの	収入金額×0.7 - 174万円=所得金額
収入金額が781万円を超えるもの	収入金額 - 408万円=所得金額

- (注) 1 給与所得者が複数いる場合は、各人ごとに所得金額を算定する。
 2 同一人で、2以上の収入があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算して所得金額を算出する。
 3 給与所得又は給与所得以外の所得が2つ以上ある場合、プラスとマイナスの所得金額を相殺することはできない。マイナスの所得は0として扱う。

◎表3 特別控除額表(特別控除を受ける場合、右側の証明書類等欄により、要のときは証明書類等を必ず提出すること。)

特別の事情		特別控除額					証明書類等
1	母子・父子世帯	99万円					不要
2	就学者のいる世帯 (右各学校の児童・生徒・学生1人につき) ※本人(高校・高等専門学校・大学)も控除する。	小学校 31万円			中学校 46万円		不要
		自宅通学		自宅外通学			要
		高校 国公立 39万円 私立 88万円		国公立 69万円 私立 118万円		①本人 在学証明書	
		高等専門学校 国公立(1~3年) 39万円 国公立(4~5年) 43万円		私立 88万円 87万円		②本人以外の高校生以上の就学者 在学証明書又は学生証の写し	
		大学 国公立 74万円 私立 133万円		国公立 121万円 私立 180万円			
		専修	高等 専門	国公立 39万円 36万円	私立 88万円 102万円	国公立 69万円 81万円	私立 118万円 147万円
		障害者1人につき 99万円					要 障害者手帳の写し
3	障害者のいる世帯						要
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額					要
5	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする。					要
6	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、あるいは生活費を得るために の基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期 にわたって支出増又は収入減になると認められる所得金額					要